

カール・ポパー「開いた社会とその敵」第一巻：プラトンの呪文：ジョン・ウィルド「プラトンの現代の敵と自然法論」

水波, 朗
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1558>

出版情報：法政研究. 34 (4), pp.147-160, 1968-03-15. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



書評

カール・ポパー

「開いた社会とその敵」第一巻——プラトンの呪文——

The open Society and its Enemies, Vol. I——The Spell of Plato——, by Karl R. Popper, 1 ed., 1945, 2 ed., 1952

ジョン・ワイルド

「プラトンの現代の敵と自然法論」

Plato's modern Enemies and the Theory of Natural Law, by John Wild, 1964

水波朗

よく知られているように、哲学の問題は、それへの解答の数ほど多くはない。二千年をはるかに超える人類の長い哲学的思弁の歴史を通じて、夥しい数の哲学者達が現われて、それぞれに相異なる学説を説き解答を提示したにもかかわらず、哲学的問題そのものは案

外少数であって、基本的には同じ問いが、あれこれ違って答えられているのである。こうした問いの同一性と答えの多様性という著るしい現象事実自体に、説明が与えられねばなるまい。ある哲学者達はこの理由を、問いそのものは人間の存在構造とその認識とへの汎人類的一致に基いて繰り返し同じことをめぐって提起され、それへの多様な解答は、この本性的認識の所与か

ら出発して行われる反省的、概念的、説明的認識なので、人間存在の第一質料的構成原理からくる時・空的限制を、歴史性・偶然性の一切を免れないことに、求める。後者の反省的、説明的認識の指のあいだを不断にすりぬけ逃れるという意味からは、哲学的問いは人間存在そのものと均しく概念化し尽しえぬ神秘であるが、後者の或る漠たる、しかし確実な洞見によって人間理性によりこの問いがいつも把えられているという意味では、哲学的問いや思弁の恒常的な汎人類的相互了解の広場は備えられているといえる。この広場は、存在論的に無底のものではなくして、人間存在の構造にその確たる基礎をもつようにみえる。要するに人間存在の「文法」があってこれが哲学的問いの文法となるのであり、この文法の枠を踏みはずしては、そもそも人間の認識はなく、哲学もない。

プラトンやアリストテレスが偉大なのは、こうした哲学的思惟の文法を、西洋でははじめて決定的に、人類の反省的意識にもたらしたことにあるのであろう。

しかしこうした事態を正しく把握するためには、人は自己の「存在」やその「構造」を、その構造法則（自然法）を、尽く概念化して把握しつくすことができるのか、人間の理性作用はこうした概念化のみに尽きるかと考える近代のゆきすぎた合理主義的思考を去らねばなるまい。ハイデッガーもいうように、*Nihil est sine rationem*（何モノモ根拠ノナイモノハナイ）ということから、ライプニッツに追隨して、人間理性は一切の事物を「対象化」し、对象的に把え尽くし、計算しそして支配し操縦できるものだ、と考えるはならないのである。このような過度の合理主義と技術主義の結合は、ライプニッツに起源して殊に今日の論理実証主義、分析哲学、行動科学（そして実にいわゆる「経験法学」）などに典型的に立ち現れてくるものであるように思われる。

二

B・ラッセルの徒としてこのような現代の経験主義

開いた社会とその敵・プラトンの現代の敵と自然法論（水波）

の流れに自らの立脚地をおいているカール・ポパーの戦後の著書で、今日かなりの人気を呼んでいる「開かれた社会とその敵」は、こうした思考法の特徴のすべてを備えているようにみえる。この著は二巻に分れていて、第二巻では主としてマルクスの宿命論的＝本質主義的「歴史主義」なるものをとり扱っている。興味深い批判的分析がこの第二巻にもみられないわけではないが、今は次に紹介するウィルドの著作との関係でこれを割愛し、プラトンをもっぱら採りあげ、平明な文体と簡潔な図式主義、そして豊富な文献渉猟をもってプラトンの全学説を痛烈に批判することに著者が専念している第一巻——プラトンの呪文——のみを吟味してみよう。

読者を驚かせることであるが、ここでは、プラトンの偉大な人格がそれに生き生きと呼応し、それを把えそこに問題をみた人間存在の永遠的構造やそれに基く国家の基本構造、それらの概念的反省へのプラトンの真摯な努力、ことに国家の基本的構造法則（自然法的

憲法）の全体としてのそのスケッチ——それはいづれの時代の国家の統治者にも不可欠の認識である——といったものは、看過されている。その師ソクラテスから受けついだ（単なる専門知識とは別の）万人本有の叡知への真理愛、かの感銘深いプラトンのエトスは、ポパーによってことさらに軽視される。そうした偉大なプラトンの姿は、プラトンの個人的な性格やアテネの貴族としてのその出自からくるある種の偏見といったその所説の歴史的・社会的なもろもろの制約にもかかわらず、今日までの多くのプラトン研究者にとって明かなものであった。ポパーは勇敢にも、この伝統的プラトン像に挑戦する。ポパーのプラトンは、自己の出身階級のカストの特権を保持するために、そして種族主義的な「閉じた社会」へとアテネの国家を逆戻りさせるために、形相あるいはアイデアの理論を案出し、このアイデアを視うる唯一のものであり、またそのための特殊な訓練をほどこされたものである特権者（哲人王や守護者階級）に国家の全体主義的支配を委ね

(pp.138ff.) この支配の貫徹のためには嘘言や不正な策略を用いることも許す (pp.150) 一箇のシニカルな utopian engineering ——これをポパーは自らの支持する piecemeal engineering に対比させる——の徒 (pp.167ff) である。ポパーによれば、プラトンの哲人王はプラトン自らに擬するもので、これを説く「国家」篇は、王族の未裔をもって自認するプラトンの権力要求の書である (pp.153—5)。国家のイデアと過去の黄金時代とを等置して種族主義的社会への復帰とその状態の固定化に全体主義国家の安泰をみるその保守主義的歴史観も (pp.181f)、正義を被治者階級がその身分に安んじて全体としての現存支配秩序を濫らぬところにみるその「全体主義的正義観」も (pp.86ff)、結局は、ペリクレス時代の民主主義に打ち負された敗退貴族の競々たる権力要求ないしその自己欺瞞的抽象化・普遍化である。ポパーのプラトンは、ペリクレス時代の象徴的師表、平等主義的・民主主義的で人道主義的なその師ソクラテスが死んでしまったことをよいことにし

て、アテネ民主制のために死んだその死の意味を覆いかくすどころか、それを全体主義の弁護に逆用しさえするために、策略を弄する小ずるい人物であり、自己の師の人物、学説に半ば心惹かれながらも自らの野心のために、それに反逆することの疾しさを感じて、後めた行論のところどころでは決して長い序論を展開する——ポパーのいかにもうがったこの繊細な心理分析をみよ——小人であり (pp.107—8, pp.189) 自らの時代逆行的信念へと読者を説得するために、あらゆる不正直な魔術的論弁の奇略を用いて己が「呪文を売る」宣伝家である。

しかしこうしたプラトンは、本当のプラトンではなくして、何かの小ざかしい実践的、技術的目的のためにのみ人間の思考はあり、人は哲学するものだと思える徒の自画像ではないだろうか？ この大いに奇智に満ちた著書の著者ポパーは、自己流に解釈した上でソフィストのプロタゴラスやアンティステネスを弁護しこれを自己の思想的先祖と賞揚する意味でソフィスト

開いた社会とその敵・プラトンの現代の敵と自然法論（水波）

であるのみでなく、ソクラテスやプラトンを自らの水準に低めてこれをソフィスト化する意味でもソフィストであるのだろう。この書を著す意図は、プラトンを卑小化することではないとポパーは序文でいい、われわれも著者の真面目な意図を疑わないにもかかわらず、結果としてそうなっているといわないわけにはゆくまい。そうしてこうなることの理由は、著者の原典研究の不充分といったことはともかく、その考え方の経験主義的技術主義的な一般的傾向と無関係だとは、思われない。

三

しかしポパーの「開いた社会」第一巻は、二〇〇頁ばかりのその本文のあとに、細字で組まれた一二〇頁近い註釈のなかで今日の夥しいプラトン研究書への通曉ぶりを示しているギリシヤ哲学の専門書である。したがって右にのべた概括的な批評以上にでて、原典解釈からする一そう徹底した論評の仕事は、その途の専

問家にまたねばならない。さきに「プラトンの人間論」*Plato's Theory of Man* (Harvard Univ. Press) 1942 を著してその専門家的力量を示したジョン・ワイルドの次に紹介する書は、正にそうした論評の書である。

四

ワイルドの「プラトンの現代の敵と自然法論」は一九五三年の出版であるが、一九六四年にその第三刷がでたところをみると、著者自ら倫理学界の異端と称している本書にたいする関心が、欧米においても不断にもたれていることを証している。

本書は三部に分れている。著者の二つのモノグラフイーを収める第三部「自然法と現代倫理学の若干の問題」は、本書の体系にとっては付随的なものである。今はこれに關説しない。第一部「プラトンの現代の敵」は、プラトンの政治理論をさまざまな角度から批判する *F. M. Cornford, W. Fite, R. H. S.*

Crossman, A. Toynbee, R. Niebuhr, A. Winspear の批判にたいし、ことに K. R. Popper の著 “The open Society” にたいし、論点の二つについてプラトンの諸篇の典拠を挙げつつ、論駁するもの。第二部は、これらの論者によっては誤解されたプラトン創唱の realistic Natural Law の伝統がその後アリストテレス、ストアの諸哲学者（ことにマルクス・アウレリウス）、聖トマス、スアレス、フーカー、グローチウス、ペーンらに受けつがれたが、これがいかに現代において「名目論的」「原子論的」な観方により歪曲された自然論となったかを、論証するものである。

本書はいわゆる新トマス主義の代表的倫理学者、ヴィクトール・カートライン Victor Cathrein に献げられており、このことが暗示するように、著者自らもこの学派に属するものである。新トマス主義の観点から、プラトンについて従来括まってきている主としては新カント派ないし新ヘーゲル派的な理解を、批判的に吟味することは、J. Hirschberger, Geschichte der

Philosophie, Bd. I, 1949, F. Copleston, A. History of Philosophie. Vol. I, 1946, J. Chevalier, Histoire de la Pensée, t. 1, 1955 等の哲学史家によってもなされているが、ことにプラトンの政治理論に焦点を合わせている点でわれわれの注目を惹き、しかも今日わが国でも影響をもちはじめている論理実証主義的・原子論的観点からのプラトン批判に論駁を加えて、プラトンの貴重な遺産を弁護しているものとして、時宜をえた興味をそそる。

五

第一部は、「プラトンの近代の敵」が加えるプラトン攻撃の論争点に応じて、二つに分けられる。第一は「自由な開かれた社会」の敵としてのプラトンであり（第一章）、第二はデモクラシーの敵としてのプラトンである（第二章）。

第一章では更に、ポパー等の批判は次の諸点を問題にしている、と著者によりされる。すなわち、(一)非

開いた社会とその敵・プラトンの現代の敵と自然法論（水波）

合理的独断論者としての、(二)軍国主義者としての、(三)全体主義者としての、(四)人種主義者としての、(五)閉ざされた社会の弁護者としてのプラトンである。著者ワイルドは、これらの批判の一端が謂れないものであることをいうのであるが、いまはこの最後の点をのみ採りあげよう。

ポパーが賞揚する「解放社会」の考え方（それはポパーによれば実に近代の実証主義の懐疑的思考の祖であるソクラテスに代表されるものである）とは正反對の、閉鎖的で軍隊的な種族主義的な社会を復古的に尊重する考え方をプラトンが説きはじめた証拠の第一は、プラトンが無批判的慣習やタブーの支配による閉鎖社会を理想としてのべたところにある。ところでこれにたいしワイルドはプラトンの所説がそうしたもののなら、学問や理性やソクラテスの批判に繋る教育の役割の重大さを、その理想国論においてあれほどにもかれが強調していることが、理解できないことになる。問題は「学問」や「理性」や「ソクラテスの批判」と

いうことによせるポパーの静態的で原子論的で名目論的な近代の実証主義的意味であって、そうした意味でのみプラトンやアリストテレスは「本質主義者」として批判されることになるのである。しかし本当はプラトンやアリストテレスがみる事物や人間の構造、本性の観方は、それらの深い変化を認める動態的なものであるのみでなく、プラトンにとっての学問や理性は、事物のたんなる論理的・経験的過程の把握に満足しない「形面上学的」なそれであって、（しだいにみてゆくように）事物や人間の本質的構造に透徹しうるそれである。ソクラテスの懐疑や批判は、たんにポパーがいうように科学や知識の蒐集であるのみではなく、それなくしてはソクラテスの全生涯そのものが愚かしい無益なものとなってしまふような価値を含んだ事物を、その成果として把むような懐疑であり、批判である。

ポパーはプラトンが閉鎖的軍事国家を説いた第二の証拠として、人間の自由についての否定的な見解や実

定法を自然法に混じてこれに自然法の固定的な観念を導入することをいう。これに対してワイルドは答える。プラトンは人間の積極的な自由のために知的・政治的要求の統制を求める。もしこれが自由の否定であるなら凡そ国家にして自由の否定ならざるはないことになる。またポパーは、自然と始原状態（黄金時代）とを混同するが、プラトンの自然は単純に歴史的に固定されたものではなく「一そう形而上学的な意味のものであり、自然法はそうした意味では固定的ではない。

この最後の点は、ポパーがプラトンの軍国主義的倫理学の根底にあるという、事物および人間の「無時間的で位階的な構造」ということにかかわる。ポパーによれば、この考え方のためプラトンの思考から進歩観が失われ、過去の黄金時代に還ることを希う保守的宿命観が生じた。これにたいしワイルドは批判して、プラトンは理性を大いに尊重するものであって人間理性のみいだす事物の本性の法則がプラトンにとって人

間行為の合理的法則であったことをのべ、さらに却ってポパーの徒こそアトミックで機械的で実証的な *nature* をしか知らぬ静態的思考に陥っている、という。プラトンやアリストテレスの方が一そう事物や人間の深い変化を知った動態的な観方を懐いていた。事物や人間の構造や本性は根本的に可変的なものの傾向性であり、そうした *nature* や *Natura Law* をいうことは、動態的な観方と矛盾しないどころか、そうした動態的な観方の一端である。プラトンの描く共和国の一般的な構成もこのようにみられた人間や事物の實在的な傾向性を規準にしたもので、それからの変質逸脱を随落としてその「国家」篇第八巻でのべているのをポパーは誤解して、プラトンは社会的変化を嫌いこれを阻止せんとしたと考えたのであった、というのである。

六

第二章は、デモクラシーの敵としてプラトンを批判する

開いた社会とその敵・プラトンの現代の敵と自然法論（水波）

ことに答えたものである。この批判は、プラトンは当時のアテネの民主制の弁護者たるアンティステネースその他のソフィスト達に対立して、これに敵対的な態度をとり、スパルタ的貴族制を賞揚した者だとするかなり以前から、時としていわれる考え方である。

ワイルドはこれを、プラトンは階級支配を説いたかどうか、思想統制的全体主義国家を強調したかどうか等の点で吟味している。しかしそれに先立って、謂うところのデモクラシーの意義を明確にする必要のあることを説く。

著者によれば、デモクラシーは今日の意味とプラトン時代の意味とは、かなり違うことがある。今日のそれは、三つの源泉をもっている。第一には国家自体を悪とする消極的国家観であって、これは中世的、古典的暴君制にたいする正当な自由主義的反動であった。それは政治的特権の廃止や人民による公職罷免、三権分立等の原理につながる。第二の源泉はユダヤキリスト教的伝統であって、これは (1) 人間の品位、生命

の尊重への感覚、神の前での万人の平等、人類同朋の観念など、民主制を支える基礎を供したのみでなく、(2) 近代デモクラシーの上へも影響して、神学的諸徳とともに愛（友愛）の観念を反映させる。（人間性についてのルターの過度の悲観主義は、著者によれば、キリスト教の大きな流れのうちにあって傍流である）。最後に第三の源泉は *realistic* な哲学の影響である。この哲学的伝統は、万人の本性の現実化に人間の善の完成をみ、その現実化の条件としての自然法がまた自然的諸権利・義務の規準であることをいう。かくて民主制に不可欠な自由な意見の表明や集会・討論の自由などは、たんに人々の感情や意見に解消することのない客観的な基礎をもつこととなる。

そこでワイルドはいう。プラトンの民主制論は、もちろん今日の民主制の第二の源泉にはかかわらない。しかし暴君制に反対する第一の源泉については、勿論時代の環境を異にし表現を異にしてではあるが近代民主制のそれと共通のものがああり、ことに第三の リアリスティック 實在論

的な自然法哲学の点では、プラトンこそその最初の自覚者、体系的説明者なのである。こうしたことを前提にして著者は、プラトンの「守護者」はテストにより選ばれた「自然法の守護者」であり人種的基礎により選ばれたものでないこと（人種主義の否定）、なにかのカストでもないこと（階級国家の否定）を詳論している。

また、ポパーらが非難するプラトンの共和国における科学的知識の国家的統制、支配階級の教育独占、検閲などによる思想の統御については、当時の人びとの多くの意見がプラトンにより受け容れられなかったのは、彼のソクラテスの吟味に耐ええなかったからであり、事実、表現の自由そのものを抑圧するとき記述は「国家」篇全体を通じてみあたらず、却って国民全体にたいする教育の重視は自由な科学的真理の探求を前提していること、をいう。なおその他の論点を詳論しているが、今は略する外はない。いづれにせよこうした吟味をへて、ワイルドはプラトンの所論が近代的民主制と適合しないものではないことを結論して

くるのである。

七

第二章の残りの部分と「自然法の基本的誤解」と題した第三章とは、問題を更に一般化して、プラトンにたいするこうした誤解の根源を探るもので、そこでは近代のカントやヘーゲルの観念論的倫理学や功利主義・幸福主義の倫理学およびスチブンソンの情緒主義的倫理学と、プラトンの自然法哲学の理解とを対決させている。この場合前者の諸学派から後者の（つまりプラトン伝来の伝統的實在論の自然法論の）考え方にたいし寄せられる主な批判点は、著者によれば、次の五つである。

(一) 目的や目的論を、宇宙に擬人化的に素朴に帰属させている。(二) 自然法はあまりにも漠たるものである。(三) 存在と価値とを混同させている。(四) 自然主義的虚偽 *naturalistic fallacy* に陥っている。(五) 歴史的に反動的な役割を果してきた。

こうした批判に答えるに先立ってワイルドは、丁度

開いた社会とその敵・プラトンの現代の敵と自然法論（水波）

ジャック・マリタンがそうしているように、(『*l'Homme et l'Etat*, 1953. pp. 78 et s. 久保・稲垣訳「人間と国家」創文社刊一九頁以下) 自然法論の存在論的および認識論的諸前提を分ち、前者については倫理の問題が同時に人間の存在構造の問題であるということが、後者については理性的認識ではあるが一種の直観的洞察(アリストテレスの「希求的理性」又は「理性的希求」をワイルドはひき合いに出す)によってこの存在構造が認識できるものであるということが、注目される。そして、右の五つの批判点の(一)にたいしては著者は、これをいう者の方がかえって原子的で静態的な宇宙観を懐いているのであって、宇宙の秩序は擬人的にはないとしても経験的に知られる通り傾向的・目的追求的事であることをみる伝統的哲学の、動態的宇宙観によって、事を判断すべきだという。また第二の批判については、事物の本質的な構造の(希求的理性による)ある仕方での可認識性の故に、少くも必要最少限の確たる内容は自然法の内容として語られうること、ポパー的

な名目定義のみならず実質定義もつねに諸事物について学問的に下されうること、こうした実質定義の自覚的で明瞭な表現形式 *definiens* は可変的でありえ、観察によってチェックされるものでこれについて不可謬性をいう必要はないが、こうした明瞭な表現に先立つ事物の構造への上記のある仕方での洞見は、哲学的に論証しうる確実性を含むものであること、をいう。またさらに第三の批判にたいしてはワイルドは、実在論的な自然法論では存在するものが同時に他の観点からは価値であるとされるのであり、両者はある意味で切り離すことには問題がある、という。これはポパーが批難しているようなプラトンのな溟たる *spiritual naturalism* でもなければ、自然法の立法者たる神や自然に事を委ねる「自己責任の回避」といったことでもないのである。なぜなら前述の「希求的理性」は人間固有の理性作用の一種であって、こうした独特の理性が、存在と当為の両世界を区別しつつしかも云わば結

びつけ相互滲透的なものとするこのうちに、人間の自由や責任の基礎があるからである。

さらに第四に、G・E・ムーアやK・ポパーのいう「自然主義的虚偽」については、なるほど倫理の基礎的観念たる「善」は、それ自体としてはそれ以上に分析できぬものであるが、善を他の事物との関係において分析することはできるわけで、善は「関係的に分析しうる事物の存在構造である」。従って伝統的自然法哲学が、自然法にしたがっての人間の本性の充実な実現化を称して「善」であると定義しても、定義しえぬ窮極的事物を何かの他の自然的事物でたんに置きかえるだけの「自然主義的虚偽」に墜っているわけではない。こうした事理が分らないのは、著者によれば、ムーアやポパーの論理主義的アトミズムにおいてのみである。

最名に第五の批判にたいしては、自然法論が「現状」status quo の弁護のために濫用された事実があったからとて、自然法の観念自体の罪ではない、と答えて

いる。

八

さて、第四―六章を含む本書の第二部「自然法の理論」はじめにものべたように本書の歴史的部分で、トマス主義の観点からみられた要をえた自然法史である。

著者はそれをのべるに先立って、伝統的自然法論によって説かれ、この学派の理論の特徴を成している五つの「自然」概念と、それより由来する三つの道徳的原理とをのべ、それらを規準として、フーカー、グローチウス、ペインをすら含む自然法論の正統的な系列と、他方ホップスやロックの自然法論の「逸脱」した系列とを分つのである。今はこの詳細に立ち入らないが、以上要するにワイルドの本書は、厳密な原典研究に則しての透徹したポパー批判であるのみならずプラトン・アリストテレスの伝統的自然法の明快な弁護の書であり、要をえた歴史的概説書で、入門書でも

開いた社会とその敵・プラトンの現代の敵と自然法論（水波）

ある。

九

最後にポパーとウィルドとの著作をひき比べて、この結論しよう。ポパーの標榜する「開いた社会」が現実のものとなるためには、ポパーもいのように一切の独断主義が棄てられねばならず、思想の政治的・社会的寛容は、その不可欠の条件である。ところで独断主義とはすべての哲学説や思想体系、科学的諸説が、人間理性の、上にものべた反省的・説明的・概念的認識の常として歴史的に制約されたもの、相対的なものであることを知らぬ考え方である。ポパーのいわゆる「プラトン・アリストテレスの本質主義」 Platonico-Aristotelian essentialisme が本当はこうした意味での独断論でないことは、もはやいまでもないであろう。却ってこの学派の伝統は、今日におよんでもなお自らの反省的・概念的認識の相対性、歴史的制約性をこの意味ではもつとも自覚するものであって、他の考

え方、他の学説体系に開かれた態度を持しようとしているものである。

しかし他方において、社会生活・国家生活の基礎的原則についての非反省的・非概念的な本性的認識の暗々裡の一致が人びとの間にないならば、共同生活の相互了解の土台が欠け、開いた社会はそもそも開いたまままで崩壊する外なく、そこでは何らの改善の積み上げも piecemeal engineering の余地もないであろう。

この意味では、人間理性の本性的認識が人間存在の構造のうちに瞥見するところの、概念化し尽しえぬ云わば不断の課題としての自然法への、暗々裡の了解の意義を顧みなければならぬ。このように今日のプラトン・アリストテレスの徒は、自らの思考の相対性を語りつつもしかもこの万人の一致しうる本性的認識の広場を語ることによって、相対主義・懐疑主義のかの認識論的自己矛盾、自己崩壊を脱しているのである。プラトンは正にこうした思想の鼻祖として、「開いた社会」の固い土台を築いたのであった。

書 評

これに反してこうした伝統的思考を却けるポパーにあっては、本性的自然法認識の共通の了解の土台に代えて、かれの平凡で典型的にブルジョワ的な個人主義的自由主義的信念を内容とした「開いた社会」の信条——それはプラトンのいわゆる種族主義的全体主義と対比してかれの著書のおちらこちらでのべられている——が一つのドグマに高めあげられ、これを規準にしてかの高貴なプラトンが裁かれる結果は、およそ想像しうるかぎり狭量にして不寛容なソフィスト的プラトン像を描くことになるのである。ポパーの途においては、寛大にして自由な「開いた社会」の現実化は、鎖ざされている。

註1 ヒルシュベルガー（高橋憲一訳）「西洋哲学史」

全四巻 理想社——第一巻のみ既刊。

2 本書の縮刷版による邦訳がある。コプルストン（稲垣良典訳）「小哲学史」エンデルレ書店。